

第8章 金融・保険業

1. 銀行

2024年、中国人民銀行は低迷が続く不動産セクター等により力強さを欠く国内経済に対して、基準金利の引き下げや流動性供給の拡大等、緩和寄りの金融政策スタンスを継続し景気の下支えに取り組んだ。他方、金融緩和は、銀行業の利ざやの低下を通じて収益性・効率性に影響を与えた。

このほか、銀行業にかかわる政策・取り組みでは、「科学技術」「グリーン」「インクルージョン」「年金」「デジタル」の5分野への重点的な金融支援体制の構築や、不動産セクターに対する支援策に代表されるよう、金融業の実体経済へのサポートが強調された。また、在中外資企業や訪中外国人へのビジネス環境等における改善措置もみられた。近年、重要性がますます高まっている金融リスクへの対処については、地方政府における隠れ債務の削減に向けた新たな方針や、統廃合の加速を通じた中小金融機関の安定化等を軸に進められた。

2025年も実体経済への支援と金融リスクの軽減という、「攻め」と「守り」の双方における取り組みが加速すると見込まれる。2024年12月に開催された中央経済工作会议では、2025年の金融政策について、前年の「穏健な（中立的な）」から「適度に緩和的な」へと転換しており、金融緩和を通じた景気浮揚がますます意識されている。金融リスクの対処については、昨年に示された地方政府の隠れ債務の削減をはじめ、これまでの方針・取り組みを実行へ移していくフェーズとなる。

銀行業の経営状況

2024年は力強さを欠く内需を背景に金融政策は緩和寄りのスタンスが続けられ、預金準備率やLPRの引き下げ、MLF等のファシリティを通じた市場への流動性供給が継続的に実施された。2024年末時点の1年物LPRは3.1%、5年物LPRは3.6%に低下し（図1）、同時点の加重平均貸出金利は前年同期より0.55ポイント低い3.28%と、統計記録上の最低値を更新した。そのうち、企業向け加重平均貸出金利も3.34%に低下した。しかしながら、不動産セクターにおける借入需要の減少等の影響が大きく、マネーサプライ（M2）や市中銀行の貸出残高は伸び悩む結果となった。図2に示されるよう、2024年のマネーサプライの伸び率（前年比）は前年より2.4ポイント低下の前年比7.3%、銀行貸出残高も3.7ポイント低下の前年比7.0%増となった。マ

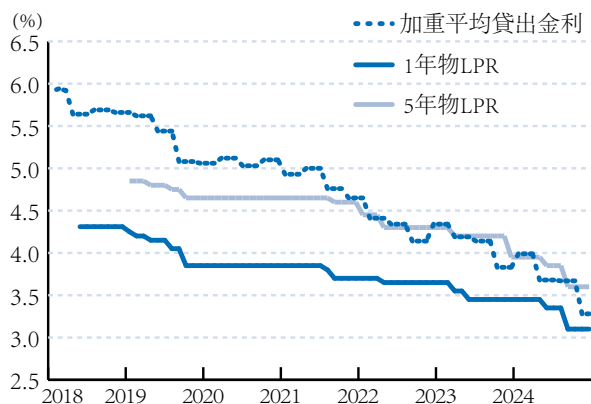
ネーサプライの伸び率については、9月以降の景気支援策や財政支出の加速により年末にかけて小幅に持ち直したものの、通年では減速となった。

為替市場については、国内金利の低下局面が続き、人民元は米国との金利差等を背景に対ドルで下落した。2024年末時点における人民元の対ドル為替レートは7.2988と、前年末と比べ2.9%低下した。他方、相対的な人民元の価値を示すCFETS人民元為替指数は、2024年末時点で前年比プラス4.2%の101.47となり、ドル以外の通貨に対しては底堅く推移した。

低金利環境の継続により商業銀行の利ざやは縮小し、2024年の商業銀行全体の純利益は前年割れとなった（前年比2.3%減の2兆3,235億元）。2024年末時点の資産総額は前年同期比6.5%増の44兆6,000億元、ROEは8.10%と前年同期より0.83ポイント低下した。図3の通り、収益額が減少し経営効率の悪化も続いている。

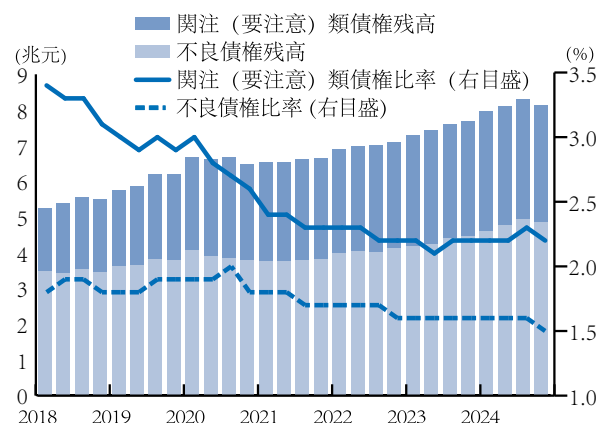
他方、2024年末時点の商業銀行の不良債権比率は1.50%と2023年末時点の1.59%より改善しており、商業銀行の貸出資産は依然として良好な状態を維持している（不良債権残高は3兆2,792億元）。関注（要注意）類債権比率は2.22%と2023年末（2.20%）よりわずかに上昇したが、安定的な推移が確認できる（図4）。国家金融監督管理総局によれば、2024年の不良債権処理額は3兆元を超えたとしており、2020年以降は毎年3兆元以上の処理を進めている。不良債権引当カバー率も2024年末時点で211.2%と高い水準を維持した。中国人民銀行の「中国金融安定報告（2024）」によると、2023年末時点において中国の金融機関（商業銀行等3,936社）のうち1割弱に当たる357社を「ハイリスク」と評価したが、当該金融機関の資産規模は全体の1.8%にとどまった。

図1：貸出金利の推移



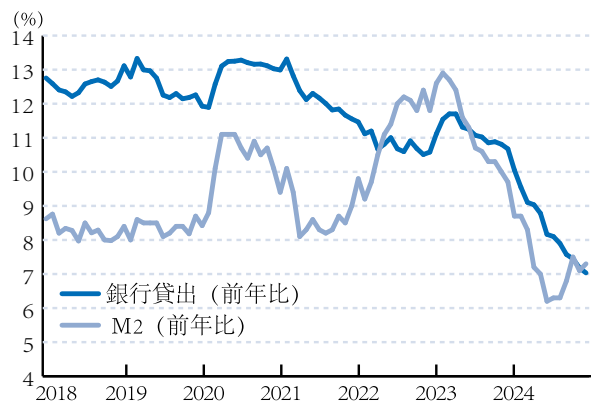
出所：中国人民銀行

図4：商業銀行の不良債権



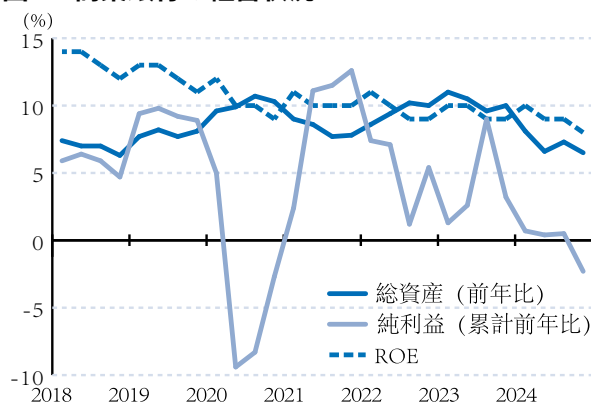
出所：国家金融監督管理総局

図2：マネーサプライと銀行貸出の推移



出所：中国人民銀行

図3：商業銀行の経営状況



出所：国家金融監督管理総局

2024年の銀行業の動向

2024年の銀行業には以下のような、実体経済に対するサポートや金融リスクの軽減を加速する動きがみられた。

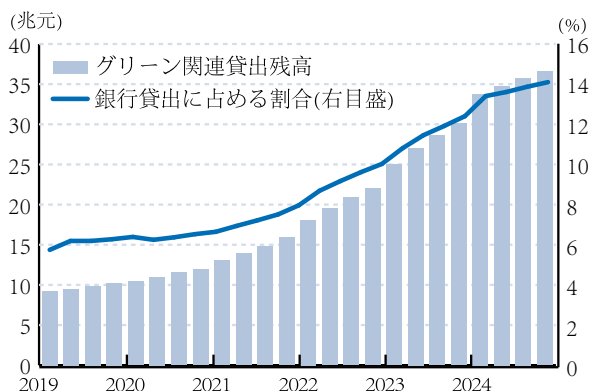
5大分野を中心に実体経済への支援を加速

中央金融工作会议（2023年10月開催）で示された、5大分野（科学技術、グリーン、インクルージョン、年金、デジタル）への金融支援を重点的に行うべく、2024年1月、中国人民銀行は貸付市場司の設立を発表した。金融部門が実体経済の発展により貢献するように体制を整えた。

科学技術分野では、イノベーションの創出を幅広い企業層で促すべく、2024年7月、財政部は中小企業への支援強化を発表した。具体的には、革新的な技術を有する中小企業への銀行貸出を加速するために、国家融資保証基金のリスク分担率（債務不履行時に基金側が保証する比率）を20%から最大40%に引き上げた。中国人民銀行によれば、有力中小企業である「专精特新」（専門化・精密化・特徴化・新規性）企業向け融資（2024年実績）は前年比13%増と拡大し、「金融機関より初めて融資を受ける科学技術型中小企業等への金融支援強化について効果的」だったと総括した。

グリーン分野ではこれまでも多くの支援策・措置が講じられてきたが、2024年10月、グリーンファイナンスの推進に向けた具体的な行動指針（19項目）が発表された。中国人民銀行によれば、2024年末時点でグリーン関連貸出残高は36兆6,000億元、前年同期比22%増と大きく拡大した。銀行融資に占める割合も14%まで上昇しており、これまでの政策が明確な成果に結び付いている（図5）。

図5：グリーン関連貸出の推移



出所：中国人民銀行

金融リスクの防止・解消

不動産セクターの下支えに向けた支援策が相次ぐ

2021年後半以降、調整局面が続く不動産市場について、2024年5月、中国人民銀行は複数の政府部門とともに、不動産デベロッパーの資金繰り安定化に向けた支援策を発表した。具体的には、住宅ローン基準金利の引き下げや、2戸目までの住宅ローン金利の下限取り消し、住宅購入時の最低頭金比率の引き下げ（1戸目を15%、2戸目を25%）による需要喚起を実施した。また、供給側に対する支援として、地方国有企業による建設済みの未販売分譲住宅の買い取り（買い取り後は中低所得層向けの低価格・家賃の住宅「保障性住宅」として利用）に対する金融機関の融資を促すべく、中国人民銀行は3,000億元の保障性住宅再貸付を設定した。

2024年9月の中央政治局会議で「不動産市場の安定化」が言及されて以降は、それまでの支援策がいっそう強化された。具体的には、住宅ローンの主要指標金利のさらなる引き下げのほか、2戸目の最低頭金比率を1戸目と同様に15%とした。保障性住宅再貸付についても、地方国有企業による未販売分譲住宅の買い取りをいっそう強化すべく、市中銀行による貸付の100%分まで中央銀行が支援できるよう制度を調整した（制度開始当初の60%より引き上げ）。10月には住宅都市農村建設部等が、不動産購入や販売、価格等に関する制限の撤廃（緩和）や、住宅買い替え時の税金負担の軽減をはじめ追加の支援策を発表した。また、未完成不動産プロジェクト向けの銀行融資規模（融資審査の決裁額）を当時の倍に当たる4兆円まで拡大させる方針も示された。

こうした支援策の効果が少しずつ表れ始め、2024年10～12月期の不動産販売面積は前年同期比0.3%増と2021年後半から続くマイナス成長トレンドより浮上し、持ち直しの兆しが見られた。なかでも、各種制限が比較的厳しかった1級都市における規制緩和が寄与した。

地方の「隠れ債務」解消に向けた新方針

地方財政を巡る債務リスクについては安定化を第一に、2024年11月の全人代常務委員会において、地方政府の債務限度額の増額および既存の「隠れ債務」の（地方政府債務への）置き換えについての決議が可決された。

具体的には、以下の①～③を実施する。①新たに地方政府専項債の法定債務上限額を6兆円引き上げ、2026年までの3年間で毎年2兆元ずつ、隠れ債務との置き換えに充当する。②地方政府専項債の使用用途制限を緩和した上で、2028年までの5年間にわたり毎年8,000億元分を隠れ債務との置き換えに充当するよう財源を手配する。③2029年以降に期限が到来する老朽住宅改造にかかる2兆元規模の隠れ債務についても、従来の契約に基づき返済する。

政府発表によれば、2028年時点の隠れ債務は、当初の14兆3,000億元から2兆3,000億元まで減少する見通し。また、債務の置き換えにより、今後5年間で6,000億元の利息負担の軽減が見込まれる等、地方財政の安定化に寄与することが期待される。

中小銀行では統廃合が進む

中小銀行・金融機関における金融リスクの軽減に向け、農村の中小金融機関を中心に再編が進められた。2024年には約200の銀行が整理され、この数は過去3年の合計を上回った。その過程で、中小銀行が本業に注力することや、規模や拠点展開をより合理的にすることが求められた。地域別では、遼寧省、河北省、新疆ウイグル自治区、海南省における統廃合が目立った。

在中外資企業や訪中外国人に対する改善措置

在中外資企業や訪中外国人のビジネス環境等における改善措置が図られた。外資投資性会社の再投資について、商務部は2025年1月の記者会見で、「投資性会社の資本投資において国内借入を利用できない現行の規制を解除する」と発表した。投資性会社による中国向けM&A等の資本投資は、これまで親会社からの外債、中国国内傘下企業からの配当より拠出されることが一般的であったが、規制緩和によりグループ企業の余剰資金等を充当できるようになる。商務部によれば、外資企業による国内再投資が拡大するなか、外資からの改善要望に対応するものと表明した。

外国人に対する国内決済の利便性向上については、2024年3月、国務院が「決済サービスの最適化と支払いの利便性向上に関する意見」を発表した。金融分野における対外開放の一環で、ポストコロナにおける訪中外国人の増加に伴い挙げられた改善要望に応えた。多様化した国内の決済サービスシステムの整備や、海外発行のクレジットカードを利用した国内モバイル電子決済（アリペイ等）の利便性向上をはじめ6項目の取り組みを示した。外国人や高齢者向けに効率的且つ利便性の高い決済サービスを提供する。

中国人民銀行も、同時期に「訪中外国人向けの決済ガイド」を発表し、海外クレジットカード、モバイル決済、現金等による中国内の決済方法を具体的に解説した。民間企業もこうした利便性向上にかかる動きに呼応し、外国人がアリペイ等の国内モバイル電子決済を利用する際の取引限度額を引き上げた。

2025年の銀行業の展望

2024年12月に開催された中央経済工作会议では、中国内の経済情勢について「少なからぬ困難・試練に直面」としており、需要不足、一部企業の生産・経営難、雇用・所得増加への圧力を挙げた。これを踏まえ、2025年の金融政策は、前年の「穏健な（中立的な）」から「適度に緩和的な」へと転換した。同会議が「適度に緩和的な」の表現を用いるのは、金融危機のさなかにあった2009年以来となる。利下げや預金準備率の引き下げを適時に行うと明記した一方、「流動性の充足を保持し、（実体経済への資金供給量を示す）社会融資規模とマネーサプライの伸びを経済成長と物価の総水準の目標と一致させる」方針は前年の表現を概ね踏襲した。

2025年1月に開催された中国人民銀行工作会议においても、金融政策については、中央経済工作会议の内容とほとんど同じ内容が示された。経済の安定的成長に向けて、「適度に緩和的な」金融政策を採用し、社会融資規模とマネーサプライの伸びを経済情勢に合わせていく。そのうえで、前述した5大分野を中心とする実体経済への支援や、金融の安定化、金融の改革・開放等を重点任務として掲げた（表1）。

金融の安定化に関しては、これまでも掲げてきた通りシステミックリスクの発生防止をボトムラインとして、不動産市場の安定化、中小銀行を巡る金融リスクや（隠れ債務を含む）地方政府の債務リスクの解消に注力する。金融の改革・開放については、人民元の国際化レベルの向上に加え、多国籍企業の資金プーリングをはじめとするクロスボーダー決済の利便化・効率化を推進する。また、G20等の多国籍プラットフォームを通じたグローバル金融ガバナンスにおける協力を深く関与するとした。

2025年1月に開催された国家金融監督管理総局の工作会议では、2025年の重点任務として、リスク管理を中心に6項目が示された（表2）。金融リスクに関しては、重点分野として扱われてきた中小金融機関や不動産、地方政府債務にかかる管理・解消に注力する内容が改めて明示された。この他、銀行・保険業における質の高い発展や金融監督の質・効率の改善に向けた取り組み、実体経済を支える金融の役割や金融分野のさらなる対外開放の進展を強調する方針も含まれた。

**表1：中国人民銀行の2025年重点任務の概要
（2025年中国人民銀行工作会议）**

(1) 全面的且つ厳格な党の指導の深化 ・ 幹部人材の育成と選抜の強化 ・ 党規律の学習と教育を推進し、風紀の是正と腐敗防止を進める
(2) 適度に緩和的な金融政策 ・ 複数の金融政策ツールを用い、必要に応じて預金準備率や主要金利を引き下げ ・ 流動性の確保と社会融資規模・マネーサプライの安定的成長を維持 ・ 人民元為替レートの安定を図り、過度な変動を防止
(3) 「5大分野」を中心に質の高い経済発展に向けた金融サポートの強化 ・ 科学技術革新や消費促進に向けた金融支援をいっそう強化 ・ 融資チャネルの拡大
(4) 金融システミックリスクの発生防止 ・ 金融市場のリスク監視と対応メカニズムの強化 ・ 中小銀行のリスク処理支援、地方政府の債務リスクの解消を支援、不動産セクターの発展に向けた新たなモデル構築の支援
(5) 金融改革・開放および人民元の国際化推進 ・ 債券市場の機能強化 ・ 上海における国際金融センターの構築支援 ・ 慎重且つ着実な人民元国際化の推進やオフショア人民元市場の発展促進 ・ 多国籍企業のキャッシュプーリング等越境資金決済における利便性・効率性向上
(6) グローバルな金融ガバナンスにおける協力 ・ G20等多国間プラットフォームでの国際金融ルールの制定に参画
(7) 中央銀行の金融管理・支援の最適化 ・ 多様な国内決済サービスの整備 ・ 中央銀行の地方における金融サービスの最適化 ・ 内部管理と監査の強化

出所：中国人民銀行

**表2：国家金融監督管理総局の2025年重点任務の概要
（2025年国家金融監督管理総局工作会议）**

(1) 中小金融機関の改革とリスク軽減の推進 ・ 高リスク機関の処理を進める ・ ガバナンスの再構築、管理の再構築、業務の再編を促進
(2) 重点分野の金融リスクの防止・解消 ・ 不動産ファイナンスの調整メカニズムの拡大 ・ 地方政府の債務リスクの防止・解消を支援
(3) 銀行業と保険業の質の高い発展能力の向上 ・ 資産負債管理の強化を促進
(4) 金融監督の質・効率改善の強化 ・ 重要な立法と改正の推進 ・ 監督能力の継続的な向上、リスク監視の強化
(5) 経済情勢への支援推進 ・ 「5大分野」への取り組みや内需の全方位的な拡大支援 ・ 「新質生産力」の発展を積極的に支援
(6) 高水準の対外開放の推進

出所：国家金融監督管理総局

<建議>

① 金融市場の自由化にかかわるロードマップについて

2018年には外資系金融機関の国内商業銀行への出資上限が撤廃されたほか、2019年10月には、外資系銀行に対して、個人向け人民元定期預金にかかわる最低預入額の引下げ（100

万元→50万元)や、現地法人と支店の同時開設を認めるなど、金融市場の自由化は着実に進展していると認識している。

中国における金融自由化の動向は、中国の実態経済や企業活動のみならず、世界経済に大きな影響を及ぼすと考えられることから、今後の金融自由化に向けた動きがさらに加速すること、およびそのスケジュールがより具体化・明確化されることを要望する。

② 外貨管理規制について

域外貸付業務については、当局認可が下りない事例や、最低貸付期間や資金使途の厳格審査などの制約が存在している。

企業の実需に基づく合法的な対外決済に支障をきたせば、対中投資に対する潜在的リスクととらえられかねないことから、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけないなど、透明性の高い運用を要望する。また、当局担当者の交代に左右されない、全国で統一した、明確な外貨管理規定の定着化や、クロスボーダー人民元決済と外貨決済のルール統一化を要望する。

さらに、2020年1月より施行されている「外商投資法」第3章第21条では「外資系企業の中国域内における出資、利益、資本収益、資産処所得、知的財産権使用料、法に従って取得した補償・賠償・清算所得等は、法に従い人民元または外貨により自由に仕向・被仕向決済を行うことができる」とされているが、同法は貨物貿易・サービス貿易などすべての対外決済を保障するものではない。自由な対外決済を担保する観点から、同法で認める対外決済の範囲拡大を要望する。

③ 事業法人が発行する事業債引受主幹事資格の開放と要件緩和

日中ハイレベル経済対話を通じて要請してきた債券業務にかかわる資格について、2019年9月に日系金融機関に事業債引受資格が、2024年1月にパンダ債券引受主幹事資格が付与されるなど、一定の進展がみられたが、一般事業債引受主幹事資格については、取得要件が厳しく一部の外銀しか取得できていない。

事業法人が発行する事業債の引受主幹事資格の要件緩和（主に発行体・投資家の両方の定量基準の引き下げ）を要望する。日系金融機関は域内において金融債の引受主幹事実績を積み重ねているほか、グローバルに展開する債券ビジネスを通じて蓄積した知見、経験、専門性、域外投資家とのアクセスを有していることから、中国債券市場の健全な発展にいっそう貢献できていると考えている。

④ 金利変動リスクヘッジ商品拡充について

2020年2月より、人民元金利にかかわるスワップションやキャップ・フロア取引が試験的に開始されるなど、金利系デリバティブの商品拡充には一定の進展がみられる。国債先物取引についても商業銀行にも解禁され、第一陣として中国5大国有銀行による参加が可能になったものの、さらなる対象の拡大は見込まれておらず、金利変動リスクにかかわるヘッジ手法は拡充の余地があると認識している。

人民元金利自由化以降、投資家や事業法人からはヘッジ手段の多様化を求める声は強く、また海外投資家にとっての参入障壁を引き下げる効果もあるため、早期の商品拡充を要望する。

⑤ 外貨リスク準備金について

顧客向け元売りの為替先物予約を取り扱う金融機関に求める外貨リスク準備金は、2020年10月に準備金率が20%から0%に変更されたが、2022年9月に再び20%に引き上げられている。

準備金の預け入れは為替先物予約のコストアップにつながり、為替リスクヘッジを求める顧客へのサービス低下を招く恐れがあることから、本規制の撤廃、または準備金率0%への再引き下げを要望する。

⑥ 国外保証履行規制の緩和

国外保証（保証書）に基づく中国国内融資について、2013年より施行されている「外債登記管理弁法」において、保証履行時に外債登記が義務付けられおり、保証履行額が外債枠の限度額管理を受ける。保証履行資金の通貨と融資金の通貨が一致しないことにより、中国国内で外国為替が発生する場合、外貨管理局への事前申請が必要となる（国家外貨管理局「外債登記管理弁法」第四章第十八条、十九条、附件2.（五））。

外国企業の現地法人が中国国外からの保証付き融資を調達する際、両替を伴う保証履行が必要となった場合には、外貨管理局への事前申請が必要となり、その際には外債枠（中国国内の企業が中国国外から調達できる上限額）がなくては保証履行が実施できないリスクがある。また、マクロプルーデンスの外債管理方式では、外債枠の上限は純資産の2.5倍、且つ借入期間・通貨によってリスク因数が設定されるため、事前に外債枠、外債残高の確定・算出が困難である。

保証履行の外国為替に関して、外貨管理局への事前申請は場合によって時間がかかるため、中国国外（日本国内）の金融機関にとって、緊急時の融資回収に支障が生じる。現地企業にとっても、緊急時保証人による資金支援が遅れ

る恐れがある。

保証履行時の外債登記と外国為替事前申請を撤廃するよう要望する。また保証履行の外債登記において、中国の外債管理局が地方、担当者によって対応が大きく異なり、保証履行の外債登記を受理しないケースもあるため、実務の統一を要望する。

⑦ 監督管理費用の廃止

NAFRの監督管理費用として、一定のロジックに基づいて費用を徴収している。本件は2016年7月から2020年12月まで国家財政部の通達により減免されていたが、2021年1月から徴収が再開した（中国銀保監会関于繳納 2021年銀行業和保険業監管費的通知）。年間約900万元（＝約1.8億円）と負担が大きい。納税との重複感があり、廃止を要望する。

⑧ 支払預金保険料にかかわる企業所得税控除の見直し

企業所得税から控除可能な支払預金保険料の金額は、預金残高×1万分の1.6（0.016%）で計算された金額となっているが、実際に納付している預金保険料はこれよりも多く、納付額全額を損金算入できていない。企業所得税における支払預金保険料の控除可能額の増額を要望する。（銀行業金融機関預金保険金の企業所得税税引前の控除にかかわる政策問題についての通知）

⑨ カーボンニュートラルに資する貸出に対する特別ファンディング制度の対象銀行範囲を拡大

全国性商業銀行や外資系銀行が適用条件を満たすカーボンニュートラルに資する貸出を行う際、人民銀行が各行に対し市場調達コストを大幅に下回る特別ファンディングを提供する支援（貸出資金の60%まで、利率1.75%）を実施している。制度の対象銀行は主に全国性商業銀行が中心で、一部の限られた外銀のみに開放されている。また本制度の適用条件は、資金使途がカーボンニュートラルに資する設備投資向けのノンリコースローンに限定されていること、さらに制度の適用可否は実行後に判明する。

制度の利便性向上、金融機関および顧客の意思決定を促進するべく適用条件の拡大を要望する。具体的には、外銀へのさらなる制度の開放と適用条件として、リコースローンの追加や制度の事前承認、対象企業・プロジェクトにかかる規制の緩和（リース企業を対象に追加するなど）を要望する。事前承認により各金融機関の採算判断が明確になるため、より踏み込んだ金融サービスの提供・中国のカーボンニュートラルへの発展に貢献できる。加えて、特別ファンディングの調達水準（現行利率1.75%）につい

て、足元の市場金利水準を踏まえると水準見直しが望ましい。

⑩ 融資租賃会社（ファインンスリース会社）に対する省またぎ営業規制導入の中止

2021年12月31日、中国人民銀行が公表した「地方金融監督管理条例（草案意見募集稿）」第11条に「地方金融組織（含、ファインンスリース会社）は地元サービスの原則を堅持し、地方金融監督管理部門が承認した区域範囲内で業務を展開し、原則として省級行政区域を跨いで業務を展開してはならない」という規定案が盛り込まれている。

外資系融資租賃会社の大宗は限定的な拠点網のもとで営業活動を行っているところ、経営環境に大きな影響を及ぼす可能性がある当該規定案の削除を要望する。

⑪ 金融当局が金融機関より収集する各種データに関する基準の統一化および明確化

中国の金融当局（PBOC、NFRA、SAFE）は所管する銀行に対して、顧客関連データの整備・統計データの正確性確保に向けた要請を強化している。PBOC銀行基礎データ報告、1104大集中やEAST報告など、大量の銀行経営情報データの適時・定時報告が求められている他、不定期にさまざまな部署・部局が報告やデータの提出を求める通達出状や行政指導を頻繁に実施している。

各金融当局の報告データの基準が統一されていない、また不明瞭な定義が一部確認される。さらに、同種の情報・報告が複数の部署・機関から要求されることが多い。また、データ集計・報告作業に必要な時間が十分に与えられず対応に苦慮する事例も一部あり。

金融当局が収集する各種データの統一化および基準の明確化を要望する。特に、複数の当局が求める同内容の情報項目に関する当局間での調整、また、一定の処理時間を考慮した報告期限の設定を要望する。